

使用料・手数料条例の改正について

1.要旨

- ・消費増税を契機とした全庁的な使用料・手数料の見直しによる各種条例の改正
- ・令和2年4月1日から適用

2.使用料見直しの考え

- ・法令等に準拠した見直しや文言整理。
- ・行政財産使用料及び都市公園条例を除き、平成28年4月に策定した『公の施設の使用料の設定基準』に基づき算定。
- ・『公の施設の使用料の設定基準』では料金算定の基礎額として市民料金は維持管理費、市外の人が利用する場合は維持管理費に加えて減価償却費を計上し、受益者負担割合や稼働率を加味して料金設定。
- ・料金引き上げに伴う配慮として市民料金については現行の10%程度を上限、市外の人が利用する料金は市民料金の2倍を上限、営利目的は市民料金の4倍を上限に設定。

3.改正する各種使用料条例 ※カッコ内は所管部署

- ・恵庭市行政財産使用料条例（総務部 財務室 管財・契約課）
- ・恵庭市都市公園条例（建設部 管理課）
- ・恵庭市地区会館条例（教育委員会 教育部 施設整備室 教育施設課）
- ・恵庭市民会館条例（教育委員会 教育部 施設整備室 教育施設課）
- ・恵庭市公民館条例（教育委員会 教育部 社会教育課）
- ・恵庭市体育施設条例（保健福祉部 健康スポーツ課）
- ・恵庭市夢想館条例（教育委員会 教育部 社会教育課）
- ・恵庭市ルルマップ自然公園ふれらんど条例（経済部 花の拠点整備室 花と緑・観光課）
- ・恵庭市黄金ふれあいセンター条例（子ども未来部 子ども家庭課）
- ・恵庭市生涯学習施設かしわのもり条例（教育委員会 教育部 社会教育課）

4.手数料見直しの考え

- ・現状に即した取り扱いの見直しや文言整理。
- ・役務の提供に要する費用を算定し、『同一役務の対価は同一料金』という考えを踏まえ、料金を改定。

5.改正する各種手数料条例 ※カッコ内は所管部署

- ・恵庭市手数料徴収条例
 - 戸籍及び住民登録関係（生活環境部 市民課）
 - 税関係（総務部 財務室 税務課）
 - 用地関係（建設部 管理課）
 - 農業委員会関係（農業委員会事務局）
 - 消防関係（消防本部 予防課）
 - その他（総務部 財務室 財政課）
- ・恵庭市畜犬取締及び野犬掃とう条例（生活環境部 環境政策室 環境課）
- ・恵庭市夜間・休日急病診療所条例（保健福祉部 保健課）